

補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

(平成23年4月)

(衆議院議員補欠選挙(愛知県第6区))

平成23年3月16日

衆議院愛知県第6区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。

在外選挙登録の申請手続きについて知りたい方は[こちら](#)

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>)

1. 補欠選挙の対象選挙区

- 衆議院愛知県第6区：春日井市、犬山市、小牧市

2. 投票することができる方

- 上記1. の選挙管理委員会名が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

3. 在外選挙の日程

- 告 示 日：平成23年4月12日(火)
- 在外公館投票日：平成23年4月13日(水)
- 日本国内の投票日：平成23年4月24日(日)

4. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには[こちら](#)

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>)

在外公館投票

投票日時：4月13日(水)午前9時30分から午後5時まで

投票場所：在外公館投票を実施する日本大使館・総領事館及び出張駐在官事務所内等

持参すべき書類：(1) 在外選挙人証 (2) 旅券等の身分証明書

在外公館投票の実施公館：[こちらをご覧ください\(在外選挙>平成23年4月補欠選挙>実施公館へリンク\)](#) (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/hoketsu/> .html)

郵便等投票

(1) 郵送に必要な日数を考慮して早めに、ご自身が登録している市区町村(今回の場合は春日井市、犬山市、小牧市のいずれか)選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、総務省ホームページからダウンロードしてください。

(2) 投票用紙が送られてきたら、4月13日(補欠選挙の告示日の翌日)以降に、投票用紙に投票する候補者名を記入して、上記選挙管理委員会の委員長へ郵送してください。

(3) 国内投票日の4月24日(日)の投票所が閉じられる時刻(原則午後8時)までに、投票所に到着するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので、注意して

ください。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村（今回の場合は春日井市、犬山市、小牧市のいずれか）選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。